# 規定改定レポート(2025年01月05日)

## 1. 変更内容

外貨預金口座の取引明細の提供方法を見直しいたしました。外貨預金口座開設時の通帳発行に関する例外規定を削除し、原則と してインターネット通知に一本化します。

## 2. 改定必要性の確認結果

規定名	改定理由(確認前想定)	改定理由(確認後)	改定対象
外貨普 通預金 規定	外貨預金口座の取引明細提供方法の見直しおよび通帳発行例外 規定削除により、外貨普通預金 規定の改定が必要と考えられる ため。	改定が必要な箇所は『4.口座開設時の取扱い』の(3)の[2]です。この箇所に記載されている通帳発行の例外規定を削除し、取引明細がインターネット通知に一本化される内容に合わせて改定する必要があります。他の章(例えば『12.届出事項の変更、通帳の再発行等』や『18.通知等』)については改定の必要はありません。	要改定
7 1 2 7 7 7	外貨貯蓄預金における取引明細 提供方法や通帳発行例外規定が 変更される可能性があるため。	更新情報に基づき、規定集の以下の箇所に改定が必要です:4. (3) における『通帳発行例外規定』の削除、および通帳発行に関する記述の一本化。4. (4) における取引明細に関する記述の見直し。これにより、インターネット通知の一本化が反映されるようにする必要があります。	要改定
外貨貯 蓄預 継続 プラ ン規定	外貨貯蓄預金の継続預入プラン においても、取引明細提供方法 の見直しや通帳発行例外規定削 除が影響する可能性があるた め。	規定集内に取引明細提供方法や通帳発行例外規定に関連する記述がないため、改 定は不要です。	不要
外貨定 期預金 規定	外貨定期預金の取引明細提供方 法や通帳発行例外規定について 変更が必要な可能性があるた め。	第4章『口座開設時の取扱い』に関する以下の箇所を改定する必要があります。 1. (3)[2]の通帳発行に関する例外規定を削除し、インターネット通知への一本化を反映する。 2. (4)『外貨・非居住者円預金お取引照合表』の記述を確認し、郵送での記載がインターネット通知への一本化と矛盾する場合は調整する必要がある。	要改定

## 3. 改定案の詳細

#### 外貨定期預金規定

#### レビュー評価

- フォーマット評価: 改定案は規定集の形式を概ね維持しており、文書構造や用語の使用に大きな問題はありません。ただし、『通帳の発行は行いません』という文言がインターネット通知一本化の意図を正確に反映していない可能性があり、表現の明確化が望まれます。
- **削除チェック**: 通帳発行に関する例外規定の削除は更新情報に基づいていますが、削除後の整合性や代替措置が十分に検討されていない可能性があります。特に、例外規定の削除が顧客の柔軟性や利便性を損なうリスクがあるため、再検討が必要です。
- **一貫性評価**: 改定案は規定の本来の意図に概ね沿っていますが、削除や変更が他の関連条項との整合性を完全には果たしていない可能性があります。特に、インターネット通知に関する表現や条件が一貫していない点が懸念されます。
- **完全性評価**: 改定理由(インターネット通知への一本化)はある程度反映されていますが、削除された例外規定や変更後の表現に関する補足説明が不足しており、意図が完全に伝わっていない可能性があります。また、更新情報に基づく要件が他の関連条項に十分反映されていない点も指摘されています。
- 記載原則評価: 記載原則は概ね遵守されていますが、一部で移行的な表現や意図の不明確な改定が見受けられます。特に、 削除後の文言やインターネット通知に関する具体的な条件が明確でない点が改善の余地を残しています。
- **改定必要性評価**: 改定案は必要な変更に基づいていますが、削除された例外規定が本当に必要な改定であったか疑問が残ります。また、削除部分の合理性や顧客への影響を十分に検討する必要があります。不要な改定が含まれている可能性もあ

るため、慎重な再評価が求められます。

- 総合評価:3
- 信頼度:4
- **コメント**: 改定案は全体的に良好であり、インターネット通知への一本化という目的に概ね適合していますが、いくつかの重要な問題が残っています。特に、削除された例外規定に関連する整合性や代替措置の不足、用語や表現の曖昧さ、規定全体の一貫性の欠如が懸念されます。これらの問題を解決するためには、削除箇所の代替措置や補足説明の追加、用語の統一性の確保、規定全体の一貫性の再確認が必要です。また、顧客の柔軟性や利便性を損なわないよう配慮することが重要です。さらなる改善が行われれば、改定案の完成度が大幅に向上するでしょう。

#### 新旧対比表

改定前	改定後
4.口座開設時の取扱い	4.口座開設時の取扱い
(3) 通帳の取扱いは、以下の通りとします。 [1] 三菱UFJダイレクトを契約している個人の場合、一部通貨を除き、開設する口座を三菱UFJダイレクトのサービス指定口座に登録し、「Eco通知(インターネット通知)」契約を締結します(通帳は発行しません)。 [2] [1] に該当しない場合、または当行が個別に認める場合は通帳を発行します。	(3) 通帳の取扱いは、以下の通りとします。 [1] 三菱UFJダイレクトを契約している個人の場合、一部通貨を除き、開設する口座を三菱UFJダイレクトのサービス指定口座に登録し、「Eco通知(インターネット通知)」契約を締結します(通帳は発行しません)。 [2] 通帳の発行は行いません。
4.口座開設時の取扱い	4.口座開設時の取扱い
(4) 「外貨・非居住者円預金お取引照合表」を <u>当行が個別に</u> <u>認め郵送</u> でお受け取りの場合は、別に交付する「外貨預金取引 明細帳」に綴じ込んで保管してください。	(4) 「外貨・非居住者円預金お取引照合表」を <u>インターネット通知</u> でお受け取りの場合は、別に交付する「外貨預金取引明細帳」に綴じ込んで保管してください。

### 外貨普通預金規定

### レビュー評価

- フォーマット評価: 改定案は規定集の形式を概ね維持しており、文書構造や用語の統一性も大きな問題はありません。ただし、一部の文言が冗長であり、簡潔性を損なう可能性があります。用語の統一性についてもさらなる精査が望まれます。
- **削除チェック**: 例外規定の削除は更新情報に基づいており、不要な削除ではありません。ただし、削除に伴う利用者への影響や関連規定との整合性についての説明が不足しており、さらなる補足が必要です。
- **一貫性評価**: 改定案は規定の役割・目的と整合していますが、例外規定削除後の文脈が曖昧で、一貫性が完全ではありません。また、新たに追加された文言が利用者にとって十分に明確であるか疑問が残ります。
- **完全性評価**: 改定理由に示された課題は概ね反映されていますが、改定意図の背景情報や利用者への具体的な影響についての記載が不足しています。これにより、利用者が改定の理由や影響を十分に理解できない可能性があります。
- 記載原則評価: 記載原則は概ね遵守されていますが、移行的な表現や背景情報の不足が見受けられます。特に、利用者への 通知方法や変更の意義についての具体性が欠けており、透明性を向上させる余地があります。
- **改定必要性評価**: 改定案は更新情報に基づく必要な改定を行っていますが、例外規定削除が利用者の利便性や柔軟性に与える影響についての配慮が不足しています。この点についてのさらなる説明が求められます。
- 総合評価:3
- 信頼度:4
- **コメント**: 改定案は規定のデジタル化を進める意図が明確であり、必要な改定を行っていますが、いくつかの重要な改善点が残されています。特に、例外規定削除に伴う利用者への影響や説明不足、文言の冗長性、背景情報の欠如が懸念されます。これらの点を補足することで、規定全体の透明性と利用者への説明責任が向上するでしょう。また、文言の簡潔性を保つための見直しも推奨されます。全体としては良好な改定案ですが、さらなる改善が必要です。

### 新旧対比表

改定前	改定後
4.口座開設時の取扱い	4.口座開設時の取扱い
(3)通帳の取扱いは、以下の通りとします。	(3)通帳の取扱いは、以下の通りとします。

- [1] 三菱UFJダイレクトを契約している個人の場合、一部 │[1] 三菱UFJダイレクトを契約している個人の場合、一部 通貨を除き、開設する口座を三菱UFJダイレクトのサービス |通貨を除き、開設する口座を三菱UFJダイレクトのサービス |指定口座に登録し、「Eco通知(インターネット通知)」契約 ||指定口座に登録し、「Eco通知(インターネット通知)」契約 | を締結します(通帳は発行しません)。
- <u>は</u>通帳<u>を</u>発行します。
- を締結します(通帳は発行しません)。
- [2] [1] に該当しない場合、<u>または当行が個別に認める場合</u> [2] [1] に該当しない場合<u>でも</u>、通帳<u>は</u>発行しま<u>せん。取引</u> <u>明細はインターネット通知により提供されま</u>す。

### 外貨貯蓄預金規定

#### レビュー評価

- フォーマット評価: 改定案は規定集の形式を概ね維持しているが、一部の表現(例: 『必要に応じて保管してください』) が曖昧であり、規定文書の明確性を損なう可能性がある。また、『Eco通知』から『インターネット通知』への用語変更 において、一貫性や背景説明が不足している点が指摘されている。
- **削除チェック**: 通帳発行に関する例外規定の削除は変更情報に基づいているが、削除箇所に対応する代替措置や具体的な説 明が不足しているため、ユーザーに混乱を招く可能性がある。不要な削除ではないが、補足説明が必要である。
- 一貫性評価: 改定案は規定の役割・目的と整合性があるものの、例外規定の削除や『Eco通知』の廃止が規定全体の文脈に おける影響を十分に考慮しているか疑問が残る。一部の新表現が他の記述と矛盾する可能性も指摘されている。
- 完全性評価: 更新情報に示された課題(通帳発行例外規定の削除、インターネット通知への一本化)は概ね反映されている が、具体的な運用方法や代替手段の説明が不足している。これにより、利用者への影響が十分に考慮されていない可能性
- **記載原則評価**: 記載原則はおおむね遵守されているが、『必要に応じて保管してください』という表現や、用語変更に関す る背景説明の欠如が具体性を欠いており、改善の余地がある。
- **改定必要性評価**: 改定の必要性は認められるが、削除された例外規定に関する代替措置が不明確であり、利用者への影響を 十分に考慮した改定とは言い難い部分がある。改定内容の一部が必須ではない可能性も指摘されている。
- 総合評価:3
- 信頼度:4
- **コメント**: 改定案は全体的に合理的であり、規定の目的に沿った内容となっていますが、いくつかの重要な課題が残されて います。特に、通帳発行例外規定の削除に伴う影響や、『Eco通知』から『インターネット通知』への変更に関する具体 的な説明が不足している点が懸念されます。これらの点を改善することで、改定案の透明性と実効性を向上させることが できます。また、削除部分の代替措置や、利用者への影響を考慮した補足説明を追加することで、改定案の完成度をさら に高めることが可能です。

#### 新旧対比表

改定前	改定後
4. (3) 通帳の取扱い	
	4. (3) 通帳の取扱い
(3)通帳の取扱いは、以下の通りとします。	
<u>[1]</u> 三菱UFJダイレクトを契約している個人の場合、一部通貨	(3)通帳の取扱いは、以下の通りとします。
を除き、開設する口座を三菱UFJダイレクトのサービス指定口	三菱UFJダイレクトを契約している個人の場合、一部通貨
座に登録し、「 <u>Eco通知(</u> インターネット通知 <u>)</u> 」契約を締結し	を除き、開設する口座を三菱UFJダイレクトのサービス指
ます(通帳は発行しません)。	定口座に登録し、「インターネット通知」契約を締結します
[2] [1] に該当しない場合、または当行が個別に認める場合は	(通帳は発行しません)。
通帳を発行します。	
4. (4) 「外貨・非居住者円預金お取引照合表」	4. (4) 「外貨・非居住者円預金お取引照合表」
   (4) 「外貨・非居住者円預金お取引照合表」を当行が個別に認め	(4) 「外貨・非居住者円預金お取引照合表」を当行が個別
郵送でお受け取りの場合は、別に交付する「外貨預金取引明細	に認め郵送でお受け取りの場合は、 <u>インターネット通知</u> に <u>よ</u>
<u>帳」</u> に綴じ込んで保管してください。	<u>り提供され</u> る取引明細 <u>をご確認いただき、必要</u> に <u>応じて</u> 保管
INTERNATION OF THE PROPERTY OF	してください。